大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
三木　福寿
印刷所　高木印刷KK

7月1日　参議院議員の通常選挙

選挙人の投票心得

七月一日に参議院の全国選出議員と大分県選出議員の選挙が行なわれます。次のことをよく読んで棄権することのないようにして下さい。

基本選挙人名簿の閲覧
登載もれの方は補充申請を

◎投票の出来る人

投票当日大分市の選挙人名簿にのつている人たとえ選挙権があつても、この名簿に登載されていない人は投票出来ません。従つてこの名簿に名前のない人は補充申請をして下さい。

◎基本選挙人名簿の閲覧

この名簿にのつているかどうか判らない人は六月十二日から十八日まで、市役所正面玄関で閲覧しておりますのでたしかめて下さい。

◎補充選挙人名簿に登載申請をしなければならない人

①基本選挙人名簿にのつていない人。

選挙権のある人で、昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿にのつておらず、次の事項に該当する人です。

昨年六月十五日以前から引続き現在まで大分市に居住している日本人で昭和十六年十二月二十一日までに生まれた人。

②新しく選挙権のできた人。

昨年の六月十五日以前から引続き現在まで大分市に居住し、昭和十六年十二月二十二日以降昭和十七年六月十二日までに生まれた日本人

③新らたに市内に転入してきた人

昨年の六月十六日以降今年の三月十一日までに大分市に転入し、引続き現在まで居住している日本人で昭和十七年六月十二日までに生まれた人

以上の人は補充申請をする必要があります。

◎補充申請の方法

前記の事項に該[illegible]補充申請の資格のある人は六月十二日から六月十八日までの間に印鑑を持つて、大分市選挙管理委員会事務局（市役所四階）か又は各出張所で手続きをして下さい。申請用紙は事務局及び出張所に準備してあります。受付期間は土曜、日曜も平日通り毎日午後五時まで行ないます。

◎投票所入場券の配布

入場券は六月八日から十日までの間に、市役所職員が配布しましたので、十日がすぎても入場券の届かない人は選挙管理委員会事務局に問い合わせて下さい。この入場券は投票当日必ず持つて投票所に来て下さい。入場券がないと投票所に入ることができません。もし紛失した場合は投票所で再発行しますので印鑑を持つてきて下さい。

◎投票時間

投票当日午前七時に投票を開始し午後六時に投票所の入口をしめますので、時間内に投票をすませて下さい。

尚棄権防止のため午前七時と午後四時に「サイレン」を鳴らします

不在者投票ができます
／六月三十日まで／

選挙当日投票出来ない人で、次の三つの事項に該当する方は六月三十日午後五時まで、市役所選挙管理委員会事務局で不在者投票が出来ますので必ず本人が入場券を持つてきて投票して下さい。

1、投票日に大分市外で業務に従事している人（所属長、事業主等の証明書か疎明書が必要です但し無業、保養、遊覧等は不在者投票はできません）

2、投票日にやむを得ない用務や事故で大分市外に旅行中か滞在中の人（所属長事業主、滞在地の市町村長等の証明書か疎明書が必要です。但し会社の慰安旅行等は不在者投票はできません

3、病気、妊娠等で歩行が困難な人、監獄や少年院に収容されている人（病院長、刑務所長、警察署長、少年院長、産婆等の証明書が必要です）

尚不在者投票指定病院に入院している方は病院長に申出れば、その病院で不在者投票ができます。しかしその他の病院に入院している人や、自宅で療養している人はその病院や自宅では不在者投票はできないので、不在者投票の期間中に選挙管理委員会事務局で不在者投票をするか投票日に投票所で投票して下さい。

不在者投票のできる期間は六月七日から投票日の前日の六月三十日午後五時までとなつています。

立候補者の立会演説会

次の日程で立会演説会が開かれますので、選挙人の皆さんの多数の来聴をお願いします。

六月二十六日（火）午後八時　春日町小学校
六月二十八日（木）午後八時　金池小学校

街頭演説の場所を指定

有権者千人以上の一投票区に一箇所づつ立候補者の街頭演説の場所を指定してあります。その場所は次のとおりですがそこには演説場所を示す立札を掲示してありますので各立候補者が演説される機会も多いことと思います。つとめて演説を聞いて立派な候補者を選ぶ参考にして下さい。

金池丸食前、六坊千人風呂前、城崎公園、若竹公園、元鐘紡工場入口前（新中島）、大分中央魚市場前空地、岩田鉄工所前、王子公園、西大分駅日通前、八幡農協前、大道郵便局前、秦野薬局横（大道四丁目）、若葉公園、大分県農業試験場前、羽田公民館前、津守公民館前、中津留公園、萩原ミツヤストアー横日岡農協前、三ツ川上公民館前

□……就業構造基本調査を行なう
……失業対策の基礎資料に

七月一日現在で全国一せいに、就業構造基本調査が行なわれます

この調査は大分市の指定調査区のうち、十五才以上の人々について、「どんな仕事をしているか」「どれくらいの時間働いて、その収入はどれくらいか」「失業して職を探している人はどれくらいか」など就業不就業の状態を明らかにして失業対策などの基礎資料として役立てようとするものです。

なお七月一日から調査員の方がお伺いしますので、ご協力下さるようお願いします。

（調査地区）

田ノ浦、富士紡寄宿舎、御幸町浜ノ市、東生石、南生石西、南王子一丁目、南王子二丁目、王子町一丁目、南春日町、浜町北、船頭町、新川東、中島西、新中島東、新中島西、舞鶴町、長浜西、塩九升町、坊ケ小路、城崎町、堀川町荷揚西、万屋町、金池町、元町、六坊北、六坊南、西新町、田室町草場町、大道一丁目、大道四丁目新大道、津守、大分精神病院、竹ノ上、旭町、三ケ田町、大空団地岩田町二～四丁目、東秋原、高城東、山津

（調査はこれらの町の一部分について行ないます）

商業統計調査を実施
調査員が訪問

市では来たる七月一日から、市内の卸小売商店、飲食店を対象に商業統計調査を実施します。

この調査はご承知のように、通産省により二年ごとに行なわれるもので、一年間の売上高や営業経費や従業者数などを調査して、商業活動の実態を明らかにしようとい。するものです。

七月二日頃から各地区の調査員の方がお伺いして調査票の記入をご依頼しますので、よろしくご協力下さるようお願いします。

なお記入された調査票を、統計以外の目的に利用することは固く禁じられていますので、この点ご心配なくありのままをご記入下さい。

7月1日
商業調査
に御協力下さい！

正しい選挙　②

参議院議員通常選挙の公示の日がすぎて、選ばれる立候補者はいよいよ選挙戦の中盤戦に入り、個人、立会、街頭などの演説会を各地区で開き、車に乗つて東奔西走して論陣をはつています。また新聞、ラジオ、テレビなども「公明選挙」をテーマにいろいろな報道をしています。こうしたさ中にあつて選挙人の中には日頃から「公明選挙」ということを十分知つていながら、いよいよ選挙が近づくと、この言葉とは全く反対の方向にまきこまれてしまう人がいます義理や人情にからまれたり、情実や縁故でしばられたり、金品で誘いをかけられたりして、選挙人が自主的な判断を失い、尊い自分の一票を人まかせに約束してしまうような「考えない大衆」の一人になつてしまうからです。

わたくしたち選挙人は日頃から政治に関心をもち、自分の意見のにない手であり政治への参与者である人を選ぶのであるという自覚の上に立つて「考える有権者」として正しい考えで投票しなければなりません。選ぶ自由の権利と自分の投票の秘密とを法律が守つてくれているのですから、わたくしたち選挙人は立候補者の中から誰れを選ぶかを自分で見、自分で聞き自分でよく考えて決めなければなりません。これこそ「公明選挙」といえるのではないでしょうか。日本国民の福祉を増進し国勢を隆盛にするための政治に参与する人々を選ぶこの重要な選挙にあたり選ばれる立候補者も選ぶ選挙人もともに正しい選挙をして「公明選挙」の実をあげるよう努めましよう。

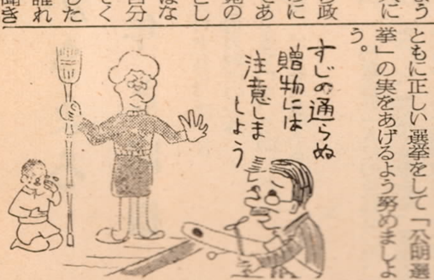
すじの通らぬ
贈物には
注意しましよう

大分市　青少年問題協議会が発足
▼……市民憲章など基本目標を決める

大分市青少年問題協議会の発会式が四月二十九日市役所で行なわれ、市議会、関係行政機関、学識経験者の代表二十三名に協議会の委員を委嘱し、会長は規定により上田市長が、また副会長には互選により有松岩彦氏が就任しました。つづいて第一回の協議会を開き「子どもを育てる市民憲章」（別記）を決めたあと、協議会の活動の柱として次の基本目標を定めました。

（一）青少年の健全な育成と思想の高揚
- 市民憲章の制定
- 非行化防止の標柱の設置
- 啓蒙映画の作成
- 交通道徳の高揚運動
- 環境の浄化運動の推進
- 巡回啓蒙
- 広報紙の刊行及びP・R活動

（二）青少年の生活指導の促進
- 子ども会活動の促進
- 子ども会指導者の養成研修
- ボーイスカウト、ガールスカウトの活動助成
- 地域P・T・A活動の促進
- 公民館活動の促進
- 補導連盟の活動助成

（三）青少年の健全育成のための資料作成
- 非行少年の環境調査
- 青少年の健全育成の記録

今後青少年問題協議会は、この基本目標を中心に、青少年の指導育成、保護きよう正についての総合的な施策の樹立に必要な事項を調査審議し、関係行政機関や団体相互の連絡調整をはかり、重要事項は関係機関や市長に意見を述べるなど、市民みなさんと一体となつて青少年の非行をなくし、明るい社会を築くことになりました。

写真＝会長上田市長から委員代表工藤秀明氏に委嘱状を交付

子どもを育てる市民憲章
大分市青少年問題協議会

わたくしたちは、子どもに対する正しい観念を養いすべての子どもを幸福にするため、ここに市民憲章を定める。

（家庭）

第一章　父母は尊敬しあつて仲良くする。

第二章　親は子どもを理解し人格を尊重する。

第三章　家族は皆んなで話し合い楽しい家庭にする。

（近隣）

第四章　子ども会を育成し、社会性を育てる。

第五章　親は明るい近所づきあいをし、よい社会人となる。

（社会）

第六章　すべてのおとなは子どもの手本となる。

第七章　子どものためよい環境をつくる

第八章　おとなは責任を持つて子どもを交通事故から守る

第九章　恵まれない子どもは暖かく保護する。

以上がこんど決まつた市民憲章で今後市民のみなさんはこの憲章を守つて、明るくそして健康な子どもを育てるようにして下さい。

寄付のお礼

五月二十八日から六月二日までの間に次の方々から市社会福祉協議会に寄付されました。

西春日町六組	増田　安彦　殿
畑中五組	秦　和人　殿
三ケ田町一組	緒方シズ子　殿
上野六坊北	首藤　シツ　殿
中島七条	藤岡　通淳　殿

なお清心園にとてざぶとん多量を田舎庵主秦静雄氏より市社協を通じて寄付されました。紙上をもつて厚くお礼申し上げます。

公民館だより

自動車教室を開講

中央公民館では今年も七月九日から八月二十二日まで自動車教室を開きます。希望者は次により本人が直接中央公民館に申込んで下さい。

①応募資格＝市内在住者で満十八才以上の者
②募集人員＝五〇名
③申込＝七月四日午前八時から受付けます。ただし定員にたつしたら締切ります。
④日時＝期間中毎週月曜から金曜までの五日間、午後五時三十分から二時間
⑤費用＝受講料は無料ですが、ガソリン代として九〇〇円申込みと同時に納めていただきます。
⑥場所＝中央公民館及び日産自動車練習場
⑦その他＝期日以前の申込みや郵便や電話等の申込みは受付けません。また申込みは一人一件とし、それ以上は受付けません。

◎講師及び車輛の提供
大分日産自動車株式会社

児童文化教室を開く

中央公民館では地域の子どもの指導に関心の深い方を対象に、子どもたちの日常生活に好ましい教材となるものを学習して、健やかな子どもの育成指導をしていただきたいと考え、次により児童文化教室を中央公民館で開くことになりました。現在子どもの指導をしている方、これから子どもの指導をしていきたいと考えている方は多数参加して下さい。

①学習内容＝童話、ゲーム、人形劇、紙芝居、影絵、歌唱など
②学習日時＝五月二十七日午後七時開講
③申込み＝六月二十二日までに、住所氏名年令を記入して中央公民館に申込んで下さい。
④会費不要

大分児童文化研究会（仮称）会員を募集

中央公民館では子どものための文化を育てるために行なわれる文化活動について研究する児童文化研究会（仮称）会員を募集しています。子ども会の指導者、教員その他一般の方で希望する方は六月三十日までに中央公民館に申込んで下さい。会費は月五十円程度で毎月一回会員が集つて、童話、童謡、人形劇、影絵などについて研究し、優秀な作品は発表するようにしたいと考えています。

昭和37年度

個人の市県民税がきまる

市民税の税率は昨年と同様

昭和37年度個人市民税、県民税が決定し、その徴税令書が六月十五日づけで発行されます。今年の市県民税はさきの所得税法並びに地方税法の一部改正により、昨年までの計算方法と違つている点がありますので、その概要を説明し、皆さんに理解していただき「自主納税」に一層のご協力をお願いします。

市県民税はこうして計算します

㈠市民税の計算方法

それでは、夫婦に子供二人の給与所得者で次の条件の方を例に計算してみましょう。（第一表参照）

- 昭和三十六年中に支払いを受けた給与の総額四八万五千円
- 同年中に差し引かれた社会保険料八千五百円
- 同年中に支払つた生命保険料一万二千円
- 扶養親族は妻と子供二人（十五才以上一人、十五才未満一人）

〔説明〕

◎給与所得控除額は給与の収入金額が四一万円までは（収入金額−1万円）×$\frac{2}{10}$＋1万円

収入金額が四一万円から七一万円までは（収入金額−41万円）×$\frac{1}{10}$＋9万円となり、収入金額が七一万円以上の場合は一二万円となります。

◎割増控除額は収入金額の5％で最高二万円です。

◎基礎控除額は一率九万円です。

従つて、課税所得金額二七七、五〇〇円に対し市民税の税率を適用するわけですが、この所得割税率は昨年と同様です。但し、課税所得金額が一〇〇万円以下のものは簡易税額表により計算しますので別表による税額より低い場合があります。

◎税額控除には次の種類があります。

㋑扶養控除

扶養親族一人につき五五〇円、ただし、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額が二〇万円以下で、扶養親族四人以上を有する方は扶養親族一人につき六五〇円を控除します。

㋺障害者控除

納税者本人が身体障害者であるときは五五〇円控除します

㋩専従者控除

事業（営業、農業等）に一年を通じ六ケ月以上専従していた人について次のとおり控除します

青色専従者一人につき一、二〇〇円、白色専従者一人につき八〇〇円、従つて、この人の市民税は所得割八、二八〇円ですが、この外に均等割四〇〇円がありますので合計額八、六八〇円になります。

なお、給与以外の所得の方は収入金額から必要経費を差引いたものを課税所得金額とし計算されます

㈡県民税の計算方法

市民税を計算した場合と同じ条件の人を例に計算すると第二表のとおりです。

県民税の場合、給与所得控除額は市民税の場合と同じですが割増控除額がありません。そのかわりに次の所得控除があります。

㋑社会保険料控除、㋺生命保険料控除、㋩扶養控除、㋥雑損控除、㋭医療費控除、㋬基礎控除

なお、県民税所得割の税率は課税所得金額一五〇万円までは百分の二、また一五〇万円をこえる金額については百分の四です。

次ぎに税額から控除されるものに㋑障害者控除、㋺老年者、寡婦勤労学生控除、㋩特別控除（調整税額控除）、㋥配当控除があります。

以上で昭和三十七年度市県民税の計算方法を説明いたしましたが、ご不審の点がありましたら、くわしくご説明いたしますので、できるだけ早目に市課税課へお問い合せ下さい。

なお、前にものべましたが、市民税の税率は昨年と同じですが、県民税が昨年より若干高くなつています。しかし、所得税が減額されていますので、総額においては昨年より安くなつているわけです その比較表は第三表のとおりです

第1表　市民税の計算例

（総収入金額）　（給与所得控除額）

485,000円−{（485,000円−410,000円）×$\frac{1}{10}$＋90,000円}

（割増控除額）　（基礎控除額）　（課税所得金額）

−20,000円　−　90,000円＝　**277,500円**

（課税所得金額）　（算出所得割）

277,500円×税率（別表速算税率表による）＝9,930円

（算出所得割）　（扶養控除額）　（市民税所得割）

9,930円　−　1,650円　＝　**8,280円**

（均等割）

8,280＋　**400円**　＝　**8,680円…市民税額**

第2表　県民税の計算例

（総収入金額）　（給与所得控除額）

485,000円−{（485,000円−410,000円）×$\frac{1}{10}$＋90,000円}

（社会保険料控除）（生命保険料控除）（扶養控除）　（基礎控除）

−（8,500円　＋　12,000円　＋　130,000円　＋　90,000円）

所得控除

課税所得金額

＝　**147,000円**

（税率）　（算出県民税所得割）

147,000円　×　$\frac{2}{100}$　＝2,940円

（特別控除）　（県民税所得割）

2,940円　−　480円　＝　**2,460円**

（均等割）

2,460円　＋　**100円**　＝　**2,560円…　県民税額**

第3表　比較表

給与の総額485,000円の前の計算例で示した人の場合をとつて比較してみました

税＼年度		昭和36年度	昭和37年度
市民税	所得割	8,660円	8,280円
	均等割	400円	400円
県民税	所得割	1,380円	2,460円
	均等割	100円	100円
所得税		10,600円	7,200円
総計		21,140円	18,440円

第4表

昭和37年度市民税所得割速算税率表（超過累進）

課税所得金額	税率	速算控除税額
3万円以下の金額	100分の2	0円
3万円をこえる〃	〃　2.8	240
8万円　〃　〃	〃　3.5	800
15万円　〃　〃	〃　4.3	2,000
30万円　〃　〃	〃　5.1	4,400
50万円　〃　〃	〃　6	8,900
80万円　〃　〃	〃　6.7	14,500
120万円　〃　〃	〃　7.5	24,100
200万円　〃　〃	〃　8.2	38,100
300万円　〃　〃	〃　9	62,100

課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額が100万円以下のものは、簡易税額表によつていますので上記の税率で計算した額よりも低いことがあります。

水害に備えて水門を大切に

河川にごみなど捨てないよう

昨年の豪雨災害を受けられた方々のなまなましい体験から、堤防を高くせよ、橋を架け替えよという陳情が連日絶えません。市民皆さんの心配はもつともなことですが、市でも限られた予算を有効適切に活用して、申し出に少しでも添いたいと微力ながら努力しています。

ところがこうした皆さんの心配をよそに、折角立派にできている堤防を無意識のうちに結果的には破壊するような行為をしている人があります。建設省の係官も「大分川のように堤防内に塵芥を棄てある河川は他に例がない。なんとかならないものだろうか」とこぼしています。

小さな市内の河川例えば米良川昆沙門川、祓川などでは、放り込まれたこの塵芥が橋脚にかかつて、流れをせき止め、上流域の氾濫となつていたり、無造作に投げ込まれた竹木或は堤防付近に積んだ木材が流出して堤防を崩壊し思いがけない地域の出水を招いている場合もあります。又水田に引水するために設けた堰が、川の断面積に対し不相応に高いものであつたために、氾濫を起している所もあります。或はその堰板が洪水時に外せなくてそのままに放置されたための氾濫もあります。

以上のようなことは、関係者が洪水時のことを考えて、平素から少し注意すれば防げる水害ではなかつたかと思いますので、この際充分気を付けようではありませんか。

消防署と土木課で先般来水門を調査しました。その答えは、例年の通りで、殆んどの水門で門扉のシヤフトが曲がつていて、操作困難になつていたことです。申すまでもなくこの門扉は堤防の内側に溜つた水の排除と、洪水時には堤防の内側より高く流れている川の水の逆流を防ぐ大切な役目を果しているのです。市では毎年曲げられたシヤフトの修繕代にだけでも数万円、全く無駄な金を使わされていますので面白半分に水門の取手を扱わないようにしましょう。もしみつかり犯人として検挙されますと、住民の安全にかかわる問題だけに重刑に処せられます。

この春竣工した城崎水門は昭和二十八年来の宿願がかなつて、やつとできたものですが、立地的観点から大分川にある水門の内で、一番重要なものと言えましょう。ところが子供の遊び場になつて、水門附近の芝生を害しています。水門附近は水門が堤防と比較し大変強く出来ていますので、その周りが洗堀され易く大変弱い、危い箇所です。ですから芝生のない水門がどうなるかお判りでしょう。ですから芝生を害するようなことのないようここで子供を遊ばせないで下さい。殊にこの水門は今迄のと違つて特種な桟橋がついており、その上から子供が飛び降りていますので危険この上もありません。保護者の方々のご留意をお願いします。

梅雨季を控え河川愛護についてお願いしたいことは山積していますが、主なことに限つて述べました。洪水が氾濫するかしないか危ぶまれるせつぱつまつたあの時の気持を呼び戻して、お互に河川を大切にしようではありませんか。

大分市土木課

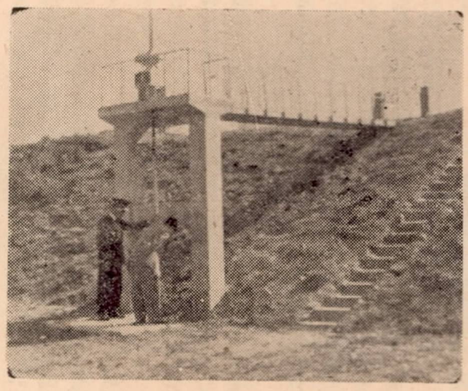

写真＝桟橋式の城崎水門

衣料品など五万三千点

愛の衣料供出運動

市では四月十五日から三十日まで「愛の衣料供出運動」を行ないましたが、みなさんのご協力により、衣料約五万三千点、現金約八千七百円の供出をしていただき、大きな成果をあげることができました。供出していただいた現金や衣料は別表のとおり、各施設、母子家庭などに配分して非常に喜ばれました。簡単ですが別表により結果の報告にかえさせていただき

一、供出金

収入		支出	
供出金	八七六五円	衣料集荷自動車借上料	二四三〇円
		荷造綱代	二三〇円
		施設配分金	六一〇五円
収入計	八七六五円	支出計	八七六五円

二、衣料品

博愛寮	約六、〇〇〇点
青松園	〃七、〇〇〇〃
清明寮	〃三、〇〇〇〃
わかば園	〃五、〇〇〇〃
生石保育所	〃五、〇〇〇〃
浜町〃	〃三、〇〇〇点
大道〃	〃三、〇〇〇〃
上野〃	〃二、〇〇〇〃
南大分〃	〃四、〇〇〇〃
新桜町〃	〃　八〇〇〃
教育委員会を通じて各学校	〃五、二〇〇〃
母子福祉会を通じて各家庭	〃九、〇〇〇〃
合計	約五三、〇〇〇点

市民みなさんの暖かいご厚情とご協力に対して心からお礼申しあげます。

青少年の愛の鐘をすみずみまで

青少年がよりよい環境の中で心身ともにすくすくと育つて行くことは、世の親たちの切なる願いでなければなりません。ところが最近の世の有様は生活に追われるあまり、ともすれば子どものことがかえり見られず、青少年の犯罪の増加という悲しむべき現状です。そこで一日の内一度は親は子どもの事を思い、子どもは自分の行ないを反省する機会として市内寺院のご協力を願つて、六月二十日から毎日午後九時のおやすみ前に三分間鐘をつき鳴らすことになりました。

どうかこの鐘の音にわが子の心とからだに思いをはせ、青少年の幸を祈つて明るい社会をつくることにご協力をお願いします。

× × ×

国民年金保険料が免除されます

国民年金の被保険者の方は将来年金を受けるため保険料を納付しなければなりませんが、生活が苦しくて保険料を納めることができない方は、申請により保険料が免除されます。

免除の基準は五人世帯で前年の所得が十六万円以下の場合となつていますので、昭和三十七年度分の保険料の免除を希望する方は、国民年金手帳と印鑑を持つて社会課国民年金係で手続きをして下さい。なおこんど国民年金法の改正により、保険料が免除になつた人に対しても国庫負担があり、六十五才になれば年金保険を受けることができるようになりました。

自動車の交通調査を行なう

建設省では日々増加する自動車の現状に処するため、全国主要都市を選んで七月四、五日の両日自動車交通の実態を調査する事になり大分市もその指定を受けました。ついては調査日前に資料を作る必要があり近日中に調査表の提出をお願いしたり、或いは県や市の職員が直接参上して種々お伺いする事になりますが、その節はご多忙中ご迷惑でしょうが、資料の提出について何分のご協力をお願いします。

優良投票地区を表彰

こんどの選挙は一町内一部落毎に投票の成績を出して、投票所別に棄権者の少ない優秀な投票所とその地区を表彰することになつた。農繁期でいそがしいところもあると思いますが、町や部落の方はお互いに棄権者を出さないようにさそいあつて投票をすませるようにして下さい。

大分市歌の作曲を募集

市では次の市歌の歌詩にふさわしく市民に愛唱される曲を広く一般から募集しています。応募希望者は七月三十一日までに市教育委員会社会教育課市歌募集係に楽譜をお送り下さい。賞金は入選一位一名に三万円、佳作二名に各五千円となつています。なお採用した曲は修正されることがあります。また採用した作品の著作権は大分市に帰属します。くわしくは市教育委員会または市企画室にお問い合せ下さい。

大分市歌

作詩　藤原　信

渡辺克己

一、光みつ　われらがさとは
このくにの　暁つげて
南蛮の　文化に栄え
学ぶコレジオデウスの鐘に
新しき世の　窓を開けり
ああ歴史あり　大分市

二、たくましき　われらが力
幾たびか試練にたえて
築きつぐ　理想の都
街から街へ　緑はもえて
喜びあふるいこいの園生
ああ生命あり　大分市

三、花かおる　すがしき都
雲ゆする　工場のひびき
幸を生み　幸を運びて
行くて輝く　この地この海
見よ大いなる世紀のあゆみ
ああ栄えあり　大分市

市では昨年四月大分市制施行五十周年を記念して、躍進大分市の市歌を募集し、全国から一九九編の応募作品がありましたが、審査員が慎重に審査した結果、いずれも大分市の特色をうたい込んだものがなく一位は該当者がなく、佳作二編を決定しました。そこで市では作詩の会である「作詩グループ」に市歌の作詩を委嘱し、「作詩グループ」では十数回の会合を持ち、四月に完成し、去る五月二十八日最後の審査をして前記の市歌が決定しました。